

食品衛生法等及び健康増進法の一部改正

「食品衛生法等（と畜場法・食鳥処理法を含む）改正」、 「健康増進法改正」の2法案を提出

目的

BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まり
⇒ 食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図る

3つの視点に基づく見直し

①国民の健康の保護のためのより積極的な対応、②事業者による自主管理の促進、③農畜水産物の生産段階の規制との連携

見直しの全体像

目的規定の見直し、国・都道府県及び販売業者等の責務の明確化、国民等の意見の聴取(リスクコミュニケーション)

規格・基準の見直し

- 農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)
- 安全性に問題のある既存添加物の使用禁止
- 特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置
- 健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

監視・検査体制の強化

- 監視・検査体制の整備
 - ・命令検査の対象食品等の政令指定の廃止
 - ・指定検査機関制度の登録制度への見直し
 - ・民間法人を活用したモニタリング検査等の実施
 - ・監視指導指針及び輸入食品監視指導計画の策定・公表
 - ・都道府県等食品衛生監視指導計画の策定・公表
 - ・厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設
- 営業者による食品の安全確保への取組みの推進
 - ・総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認への更新制導入
 - ・食品衛生管理者の責務の追加等

食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

- 大規模・広域な食中毒等の発生時の厚生労働大臣による調査の要請等
- 保健所長による調査及び報告

罰則強化

- ・表示義務違反、法人に対する罰金の額の引上げ

等

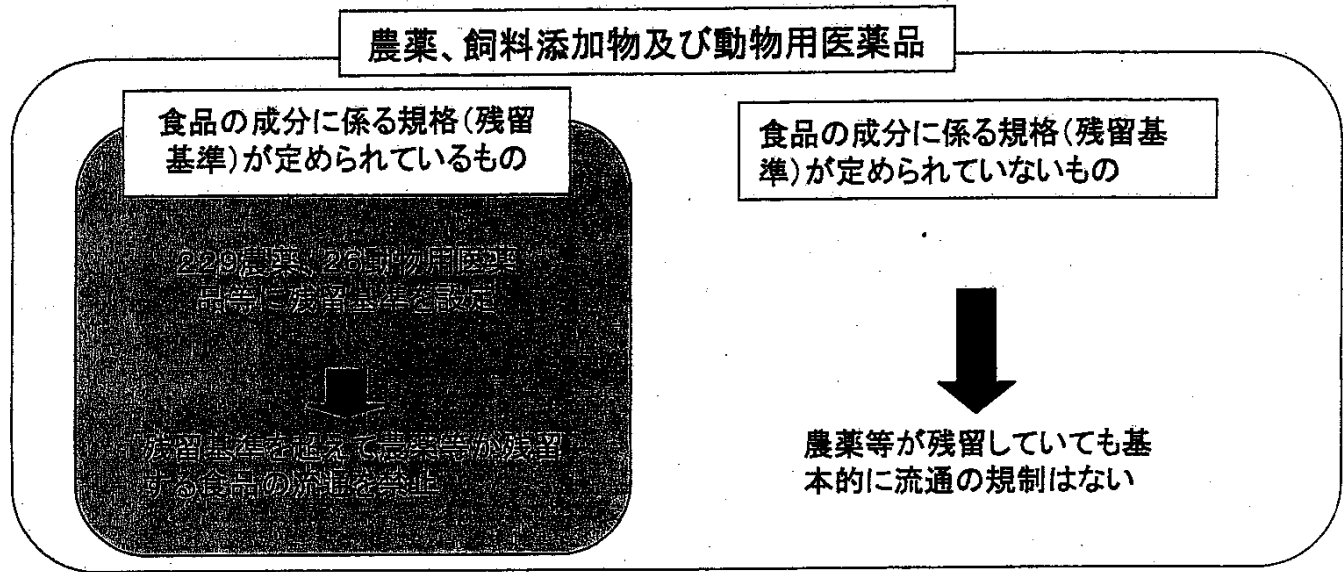
関連して、

「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」についても所要の見直しを行う。

食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入

(食品衛生法の一部改正案第11条関係)

【現行の規制】



【ポジティブリスト制への移行後】……公布後3年以内に移行

